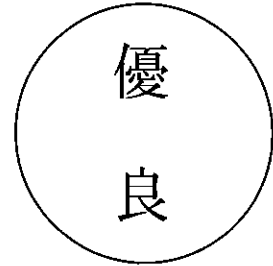


産業廃棄物処分業許可証



住所 福岡県久留米市善導寺町島1043番地2

氏名 有限会社荒巻商店

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代表取締役 荒巻 政広

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

久留米市長 原 口 新 五



許可の年月日 令和 6年 3月 28日

許可の有効年月日 令和 13年 3月 27日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) を記載すること。)

中間処理 (選別) : 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等 (以上3品目については自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8品目

中間処理 (圧縮) : 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除き、軟質系に限る。)、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、紙くず 以上3品目

中間処理 (破砕) : 廃プラスチック類、ガラスくず等 (以上2品目については自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上6品目

中間処理 (圧縮・梱包) : 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除き、軟質系に限る。)、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、紙くず、繊維くず、ゴムくず 以上5品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。) を記載すること。)

選別施設 : 設置場所 福岡県久留米市善導寺町島字八反田1042・1044番合併3

設置年月日 平成19年1月5日

処理能力 12.4t/日 (8時間)

圧縮施設 : 設置場所 福岡県久留米市善導寺町島字八反田1042・1044番合併3

設置年月日 平成20年4月30日

処理能力 廃プラスチック類 1.0t/日 (8時間)

金属くず 2.1t/日 (8時間)

紙くず 1.2t/日 (8時間)

破砕施設 : 設置場所 福岡県久留米市善導寺町島字八反田1042・1044番合併3

設置年月日 平成25年1月10日

処理能力 廃プラスチック類 1.9t/日 (8時間)

ガラスくず等 2.8t/日 (8時間)

紙くず 0.817t/日 (8時間)

木くず 1.9t/日 (8時間)

繊維くず 0.626t/日 (8時間)

ゴムくず 1.9t/日 (8時間)

圧縮・梱包施設：設置場所 福岡県久留米市田主丸町以真恵字千反畑790番1
設置年月日 平成30年3月12日
処理能力 廃プラスチック類 33.1t/日(8時間)
金属くず 25.6t/日(8時間)
紙くず 20.2t/日(8時間)
繊維くず 18.4t/日(8時間)
ゴムくず 21.5t/日(8時間)

以下余白

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新または変更の状況
令和 6年 3月28日 更新許可及び優良基準適合認定
以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無